

○東京都市町村職員退職手当組合負担金条例

(昭和40年4月3日
条例第3号)

- 改正 昭和42年 9月22日 条例第11号
昭和42年11月 9日 条例第14号
昭和43年 4月16日 条例第 6号
昭和43年 7月29日 条例第 8号
昭和44年 2月13日 条例第 2号
昭和44年 8月 7日 条例第 5号
昭和45年 2月 5日 条例第 2号
昭和45年11月 4日 条例第 7号
昭和47年11月27日 条例第 7号
昭和54年 3月24日 条例第 2号
昭和60年 3月 2日 条例第 4号
昭和61年11月27日 条例第 5号
平成 元年 2月28日 条例第 2号
平成 9年 2月25日 条例第 1号
平成 9年11月25日 条例第 4号
平成14年 2月25日 条例第 2号
平成15年11月25日 条例第 3号
平成16年 2月25日 条例第 4号
平成16年 2月25日 条例第 6号
平成19年 2月26日 条例第 4号
平成19年11月26日 条例第 8号
平成23年 2月28日 条例第 3号
平成23年11月18日 条例第 8号
平成25年 3月11日 条例第 5号
平成25年11月25日 条例第 6号
平成26年 2月18日 条例第 1号
平成28年 2月25日 条例第 3号

(目的)

第1条 この条例は、東京都市町村職員退職手当組合（以下「組合」という。）規約第15条の規定に基づき、この組合を組織する地方公共団体（以下「構成団体」という。）の負担金について必要な事項を定めることを目的とする。

(普通負担金)

第2条 普通負担金を一般職負担金及び特別職負担金に区分し、一般職負担金は、東京都市町村職員退職手当組合退職手当支給条例（以下「支給条例」という。）第2条に規定する職員に係る負担金とし、特別職負担金は、東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の長等の退職手当条例（以下「特別職退職手当条例」という。）第1条に規定する職員に係る負担金とする。

2 一般職負担金の額は、構成団体職員の給料月額に1,000分の145を乗じて得た額とする。ただし、次の各号に掲げる者に係る一般職負担金の額については、当該職員の給料月額に1,000分の50を乗じて得た額とする。

(1) 稲城市（稲城市立病院に勤務する職員に限る。）、阿伎留病院企業団及び福生病院企業団の職員

(2) 前号に定める職員以外の職員のうち医療職給料表の適用を受ける職員

3 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。）第2条第1項の規定により派遣された職員で、同法第6条第1項の規定により構成団体から給与を支給されない者の前項に規定する給料月額は、同法第2条第3項に規定する派遣先団体から現に支給される報酬額とする。

4 公益法人等派遣法第10条第2項に規定する退職派遣者が同法第10条第1項の規定により構成団体に採用されたときは、構成団体は、職員が採用されたときの給料月額に、派遣期間中のそれぞれの期間に適用された第2条第2項に規定する負担割合とその期間に係る月数を乗じて得た額の合計額を負担しなければならない。

5 特別職負担金は、次の各号に規定する者の給料月額に当該各号に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、その負担金が特別職退職手当条例第2条の規定により支給される額に対し過不足を生じた場合は、その者の退職の日の属する月の負担金において調整す

るものとする。

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 長 | 100分の33.3 |
| (2) 副市町村長 | 100分の25 |
| (3) 地方公営企業の管理者 | 100分の20.8 |
| (4) 教育長 | 100分の20.8 |
| (5) 秘書 | 100分の8.3 |

6 前項各号に掲げる者のうち特別職退職手当条例第4条第1項の規定の適用を受ける者に係る負担金は、前項の規定にかかわらず、免除する。

(特別負担金)

第3条 特別負担金は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 構成団体の職員が支給条例第5条又は附則第4条の規定による退職手当を受けたときは、当該退職手当の額から、支給条例第5条第2項各号に該当しないものとした場合の退職手当の額（この場合における退職手当計算の基礎となる給料月額は、退職前1年以内に昇給（退職又は死亡1年以内に昇格し、又は給料表を異にする職員となったことにより昇給と同様の結果を生じているときは、その新しい職務の等級において、前の職に受けていた給料月額から切り替えられた給料月額をもって、それぞれ前の職に受けていた給料月額とみなす。）のあった場合においては、退職の1年前の号給より4号給上位の昇給に係る給料月額とする。）を差し引いた残りの額に相当する金額
- (2) 構成団体の職員が支給条例附則第5条の規定による退職手当を受けたときは、同項の規定により加算した額に相当する金額
- (3) 構成団体の職員が支給条例第14条但書の規定による差額を受けたときは当該差額に相当する金額
- (4) 構成団体の職員が支給条例第15条の規定による失業者の退職手当を受けたときは、当該退職手当の額に相当する金額
- (5) 構成団体の職員であった者が、支給条例附則第6条の規定による失業者の退職手当を受けたときは、当該退職手当の額に相当する金額
- (6) 構成団体の職員が特別職退職手当条例第4条第3項の規定による退職手当を受けたときは、当該退職手当の額

(重複負担の排除)

第4条 前2条の規定にかかわらず、2以上の構成団体の職員をかねることとなる者、又は1の構成団体の2以上の職をかねることとなる者については、その者に対する主たる給与の支給にかかる職についての負担金のみを納付するものとする。

(負担金の納期)

第5条 負担金は、次の各号に定める期限内に組合に納付しなければならない。

(1) 普通負担金については翌月10日。ただし、3月分及び4月分については、組合管理者が定める日

(2) 特別負担金については、組合管理者が定める日

2 構成団体の財政上必要であると認められるときは、分割納付をさせることができる。但し、この場合は年利5分5厘の割合をもって利息を付さなければならない。

(延滞金)

第6条 この条例の規定によって納付しなければならない金額を納付期限までに納付しないときは、100円（100円未満の端数があるときは切り捨てる。）について1日4銭の割合をもって、納付期限の翌日から完納の日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に必要な事項は組合管理者がこれを定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

2 特別職退職手当条例に規定する職員で、組合設立の日現職にある者に係る就任の月からこの条例施行の月までの負担金については、組合設立の月から第2条の規定の例により負担しなければならない。

附 則 (昭和42年9月22日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月15日から適用する。

附 則 (昭和42年11月9日条例第14号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年4月16日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年7月29日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年2月13日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年8月7日条例第5号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年2月5日条例第2号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年11月4日条例第7号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年11月27日条例第7号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月24日条例第2号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月2日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、第2条第3項第1号の改正規定は、昭和61年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 組織団体の職員が東京都市町村職員退職手当組合退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和60年3月2日条例第2号）附則第10項の規定中ただし書の規定による退職手当を受けたときは、当該退職手当の額から東京都市町村職員退職手当組合退職手当支給条例第5条の規定により計算したその者の退職手当の額を差し引いた残りの額に相当する額を特別負担金とする。

附 則（昭和61年11月27日条例第5号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年2月28日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から平成5年3月31日にまでの間における改正後の東京都市町村職員退職手当組合負担金条例第2条第2項の規定の適用については、同条同項中

「1,000分の100」とあるのは「1,000分の90」とする。

附 則（平成9年2月25日条例第1号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年11月25日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から平成12年3月31日までの間における改正後の東京都市町村職員退職手当組合負担金条例第2条第2項の規定の適用については、同条同項中「1,000分の130」とあるのは「1,000分の110」とする。

附 則（平成14年2月25日条例第2号）

（施行期日）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年11月25日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から平成18年3月31日までの間における改正後の東京都市町村職員退職手当組合負担金条例第2条第2項の規定の適用については、同条同項中「1,000分の170」とあるのは「1,000分の150」とする。

附 則（平成16年2月25日条例第4号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月25日条例第6号）

（施行期日）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月26日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職する収入役で、地方自治法の一部を改正する法律（平成

18年法律第53号) 附則第3条第1項の規定により在職する収入役については、この任期中に限り、なお従前の例による。

附 則(平成19年11月26日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成21年3月31日までの間における改正後の東京都市町村職員退職手当組合負担金条例第2条第2項の規定の適用については、同条同項中「1,000分の260」とあるのは「1,000分の210」とする。

附 則(平成23年2月28日条例第3号)

(施行期日)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年11月18日条例第8号)

(施行期日)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月11日条例第5号)

(施行期日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月25日条例第6号)

(施行期日)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月18日条例第1号)

(施行期日)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月25日条例第3号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合負担金条例第2条第2項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年11月25日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(累積収支の乖離の均衡を図るための臨時的措置)
- 2 この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合負担金条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2項の規定にかかわらず、平成29年度から平成37年度までの間における同項に規定する率は、附則別表第1の左欄に掲げる年度において、同表の右欄に掲げる基準年度までに当該構成団体が納付した負担金の総額から、組合が同表の右欄に掲げる基準年度までに当該構成団体の職員に支給した退職手当の総額を差し引いた額（以下「累積収支」という。）を平成26年度決算における当該構成団体が組合に納付した普通負担金の額（改正後の条例第2条第5項に規定する特別職負担金の額を除く。）で除して得られる割合（以下「倍率」という。）に応じて、次の各号の規定に基づき調整するものとする。
 - (1) 改正後の条例第2条第2項本文の場合であって倍率が零又は正の値であるときは、同項本文に規定する率から、附則別表第2の左欄に掲げる区分に応じ右欄に掲げる調整率を減ずる。
 - (2) 改正後の条例第2条第2項ただし書きの場合であって倍率が零又は正の値であるときは、同項ただし書きに規定する率から、附則別表第3の左欄に掲げる区分に応じ右欄に掲げる調整率を減ずる。
 - (3) 倍率が負の値であるときは、改正後の条例第2条第2項に規定する率に、附則別表第4の左欄に掲げる区分に応じ右欄に掲げる調整率を加える。

附則別表第1（附則第2項関係）

適用年度	基準年度
平成29年度から平成31年度	平成26年度
平成32年度から平成34年度	平成29年度
平成35年度から平成37年度	平成32年度

附則別表第2（附則第2項第1号関係）

区分	調整率
倍率が3未満	0
倍率が3以上	1,000分の30
倍率が4以上	1,000分の40
倍率が5以上	1,000分の50

倍率が6以上	1,000分の60
倍率が7以上	1,000分の70
倍率が8以上	1,000分の80
倍率が9以上	1,000分の90
倍率が10以上	1,000分の100
倍率が11以上	1,000分の110
倍率が12以上	1,000分の120
倍率が13以上	1,000分の130
倍率が14以上	1,000分の140
倍率が15以上	1,000分の145

附則別表第3（附則第2項第2号関係）

区分	調整率
倍率が3未満	0
倍率が3以上	1,000分の30
倍率が4以上	1,000分の40
倍率が5以上	1,000分の50

附則別表第4（附則第2項第3号関係）

区分	調整率
倍率が-3より大きい	0
倍率が-3以下	1,000分の10
倍率が-4以下	1,000分の13
倍率が-5以下	1,000分の16

附 則（令和4年11月25日条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合負担金条例第2条第2項の改正規定は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。